

最終更新日：2008年6月30日

## 大東港運株式会社

代表取締役社長 曾根 好貞  
問合せ先：管理部総務課 小川 岳  
証券コード：9367

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、健全性を確保できる経営体制を確立することを重要課題としております。そのため、全役職員の法令遵守の徹底・リスクに対する意識の向上、内部統制システムの強化により経営チェック機能の充実に努め、また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する公平性の維持や透明性を高めるため、迅速かつ適切な情報開示に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
協友商事株式会社	1,275,000	13.57
株式会社住友倉庫	796,000	8.47
富士火災海上保険株式会社	700,000	7.45
神鋼物流株式会社	600,000	6.39
曾根好貞	588,000	6.26
横浜冷凍株式会社	438,000	4.66
田中孝一	300,000	3.19
日塩株式会社	294,000	3.13
大東港運社員持株会	274,000	2.91
曾根貞雄	236,000	2.51

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
相島 正宏	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
相島 正宏	相島正宏氏が取締役を兼務しております神鋼物流株式会社と当社との間には、運送料、構内作業料等の収入及び事務所賃借料の支払について取引があります。	株式会社神戸製鋼所での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営にいかしていただくためであります。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

平成19年6月の取締役就任以降、平成20年3月期に開催された取締役会4回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

## 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と適宜に会合を開催し、会計監査人の監査体制・監査計画・監査実施状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて意見及び情報の交換を行っております。

## 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部署と内部監査体制・内部監査計画・内部監査実施について適宜に会合を行い、内部統制等の適正性を監視及び検証をするとともに、改善やフォローアップに向けて助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤洋史	他の会社の出身者									○
福田 忠	他の会社の出身者									○
宮本朝夫	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐藤洋史	—	富士火災海上保険株式会社で監査役として培われた専門的な知識・経験等を有しており、当社の監査体制の強化にいかしていただくためであります。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
福田 忠	—	銀行業務の経歴から財務面において高い見識を有しており、当社の監査体制の強化にいかしていただくためであります。
宮本朝夫	—	銀行業務の経歴から財務面において高い見識を有しており、当社監査体制の強化にいかしていただくためであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

福田忠氏・宮本朝夫氏は、平成 20 年 3 月期開催の取締役会5回・監査役会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

佐藤洋史氏は平成 20 年 6 月 27 日に社外監査役に就任いたしました。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

- ・「役員規定」及び「役員退職慰労金内規」において、役員の功労に応じて退職慰労金を支給することとしております。
- ・「役員規定」及び「役員の報酬・賞与等に関する内規」において、会社の営業成績に応じて役員賞与を支給することとしております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成 20 年 3 月期に取締役(社内取締役 8 名・社外取締役 1 名)へ支払った報酬の内容

①株主総会の決議に基づく報酬限度内の支払

社内取締役: 96,990 千円

(上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)として 29,160 千円を支給)

社外取締役: -千円

## ②株主総会決議による退職慰労金

社内取締役:327,250 千円

社外取締役: 200 千円

(注)平成 5 年 6 月 29 日開催の株主総会の決議による取締役報酬限度額は年額 270,000 千円以内であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】 更新

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、専任となる使用人は配置しておりませんが、社長室、総合企画部及び管理部が社外取締役及び社外監査役の要請に応じて必要なサポートを行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

## 1.取締役会

取締役会は「取締役会規定」に基づき、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営方針及び経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

## 2.経営会議

経営会議は、「経営会議規定」に基づき、常勤取締役及び常勤監査役で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執っております。

## 3.監査役監査

監査役監査は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で実施しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会および経営会議への出席、業務の内容および財産の状況の調査を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っております。なお、代表取締役との信頼関係向上のため、定期的に会合を開催しております。

## 4.内部監査

内部監査については、社長室に内部監査課を設置し2名で実施しております。内部監査課は業務の改善を要する事項を整理し、改善に取り組み、内部統制の強化を図っております。

## 5.会計監査

①会計監査人は第三者としての立場から財務諸表等の監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見交換、改善等の提言を受けております。

②平成 20 年 3 月期に業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

大橋 洋史 : 新日本監査法人

鳥羽 正浩 : 新日本監査法人

③平成 20 年 3 月期の監査業務に係る補助者の構成は公認会計士 6 名、会計士補 6 名、その他 7 名であります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IR に関する活動状況

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
IR資料の ホームページ掲載	なし	四半期財務・業績の概況、決算短信、四半期・中間・期末決算の説明資料、中期経営計画説明資料、その他適時開示資料を掲載しております。
IRに関する部署 (担当者)の設置	—	管理部総務課が担当しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	内部情報および内部者取引管理規定、コンプライアンスマニュアル
ステークホルダー に対する情報提供 に 係る方針等の策定	「内部情報および内部者取引管理規定」、「適時開示に係る宣誓書」に基づき、適時開示を速やかに行うことができるよう体制を整備し、さらに当社ホームページを通じて積極的にIR活動に取り組んでおります。

### IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

**更新** (内部統制システムの構築に関する基本方針)

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「コンプライアンスマニュアル」における遵守事項(行動基準)並びに「就業規則」において、全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めることとします。
- ②法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「全社統括委員会」を設けることとします。全社統括委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
- ③内部監査部署は、内部監査規定に基づき業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順および執行状況について定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役へ報告することとします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととします。
- ②取締役・監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「コンプライアンス・リスク委員会」において全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
- ②各部署は「職務権限規定」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
- ③リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署長に連絡され、委員会並びに当該部署は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は「取締役会規定」に基づき、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとします。
- ②経営会議は「経営会議規定」に基づき、常勤取締役及び常勤監査役で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとします。また、意思決定等の重要事項は各部署長に伝達され、各部署長は伝達事項等に基づき各部署の業務を執行するものとします。
- ③職務執行を効率的かつ適正に行うため、社の基本理念並びに経営方針に則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各部署の業績目標値等を設定した単年度計画を策定し、経営会議及び部長会において目標の進捗状況が報告されます。

#### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規



定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に務め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとします。

②内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行います。監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並びに関係部署が対策を講じることとします。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとします。

②当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。

③子会社においては、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議に報告するものとします。

④子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表原則に基づく関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。また、子会社は毎月当社管理部に財務諸表等を報告し、管理部では内容の検証を行うこととします。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①社長室、総合企画部及び管理部は、監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとします。

②監査役会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては他の執務等に優先して行うものとし、取締役及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。

③監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査役と事前協議のうえで行うこととします。

④内部監査部署は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部署の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、監査役は部長会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席して検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。

②取締役及び使用人は、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、その内容を速やかに監査役に報告するものとします。

③その他監査役が必要と認めた事項について、取締役及び使用人は可及的速やかに報告を行うものとします。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。

②内部監査部署は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携強化に努めるものとします。

③全取締役・全従業員は、監査役が必要に応じて弁護士・会計士等から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならない

ものとします。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

---

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【 参考資料：模式図 】

